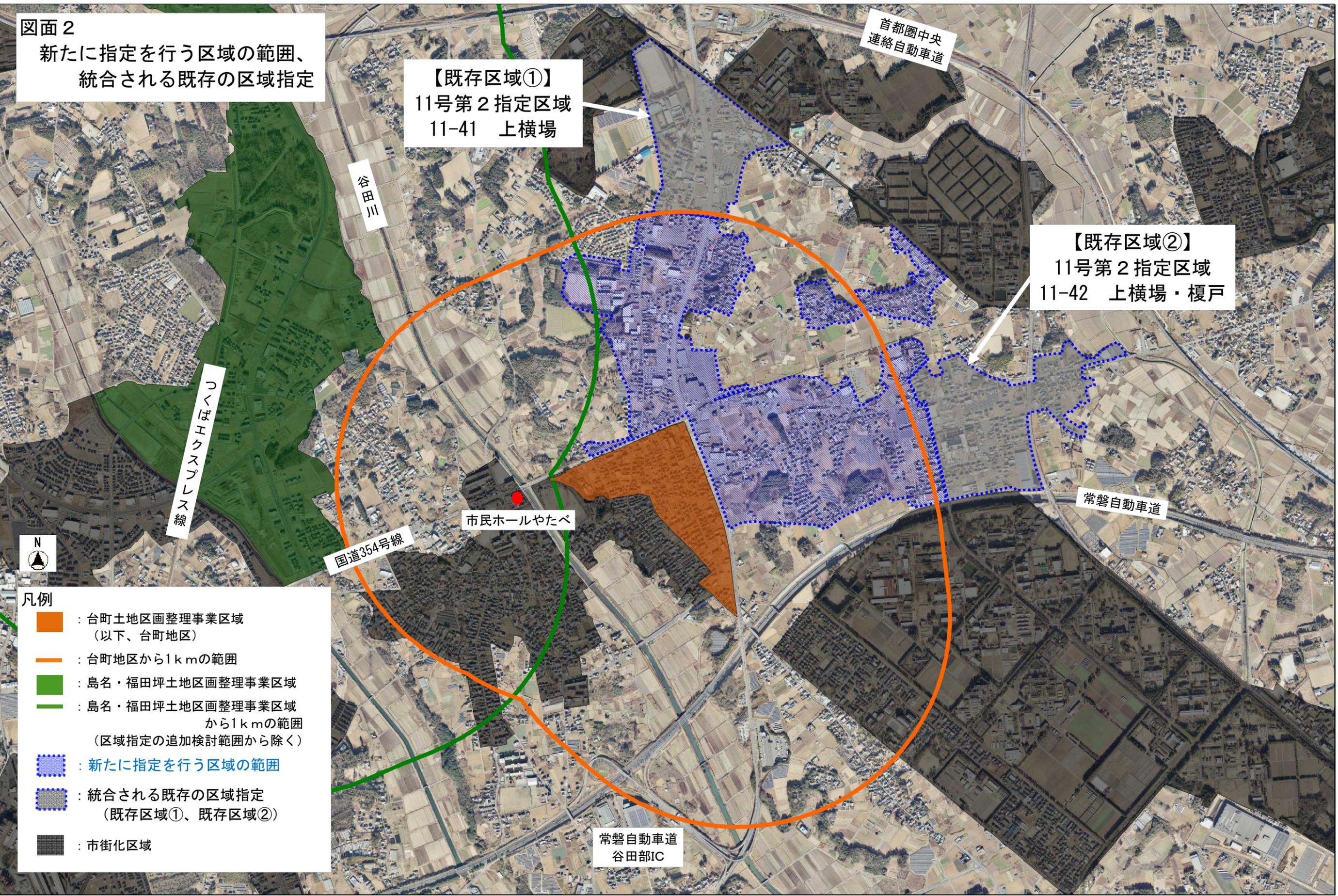


図面2
新たに指定を行う区域の範囲、
統合される既存の区域指定

【既存区域①】
11号第2指定区域
11-41 上横場

【既存区域②】
11号第2指定区域
11-42 上横場・榎戸



- 凡例
- 台町土地区画整理事業区域 (以下、台町地区)
 - 台町地区から1kmの範囲
 - 島名・福田坪土地区画整理事業区域
 - 島名・福田坪土地区画整理事業区域から1kmの範囲 (区域指定の追加検討範囲から除く)
 - 新たに指定を行う区域の範囲
 - 統合される既存の区域指定 (既存区域①、既存区域②)
 - 市街化区域